

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の制定について

〔 19 生産第 9 4 2 4 号 〕
〔 平成 2 0 年 3 月 3 1 日 〕
〔 農林水産省生産局長 〕

改正 平成 2 1 年 3 月 3 1 日

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

平成 2 1 年 7 月 1 日

平成 2 2 年 4 月 1 日

最終改正 平成 2 3 年 4 月 1 日

鳥獣被害防止総合対策交付金については、先に鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9423 号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

(別紙)

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

第1 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業の取組等

1 事業の取組

鳥獣被害防止対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の別表に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、要綱第5の1の被害防止計画の対象となっている市町村の区域（以下「市町村域」という。）において、捕獲等による個体数調整、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の被害防止の取組を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表の事業実施主体の欄の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める協議会等とは、推進事業にあつては、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

整備事業にあつては、協議会又はその構成員（試験研究機関を除く。）であつて、かつ、代表者の定め並びに事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有しているものとする。

4 事業実施主体の範囲

3において定める協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であつて、一又は複数の市町村を含む地域とするものとする。

5 費用対効果分析

要綱別表の採択要件の欄の4の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金及び産地活性化総合対策事業（鳥獣被害対策支援事業）における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

6 地域主体の鳥獣害防止対策

被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条に基づく被害防止計画の作成を推進するものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」（平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知）に留意するものとする。

7 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

第3 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表関係）

（1）事業内容欄の1の（1）の①「推進体制の整備」については、協議会の開催等により事業の推進体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

- ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題
- イ 事業の目標
- ウ 被害防止計画及び事業実施計画の作成・見直し
- エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築
- オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- カ その他必要な事項

（2）事業内容欄の1の（1）の②「個体数調整」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、個体数調整については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

- ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備
- イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲

- ウ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及
 - エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立
- (3) 事業内容欄の1の(1)の③「被害防除」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。
- ア 犬を活用した追上げ・追払い、煙火等を活用した追払い、忌避作物の導入及び侵入防止柵・威嚇機材などの被害防止対策に必要な技術の実証
 - イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施
 - ウ イの調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供、被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及
- (4) 事業内容欄の1の(1)の④「生息環境管理」については、牛の放牧等による農地等の周辺における緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を実施できるものとする。
- (5) 事業内容欄の1の(2)の①の「大規模緩衝帯整備」については、野生鳥獣の農地等への出没の軽減を図るため、野生鳥獣の生息域と農地との間に植生している樹木を伐採して行う緩衝帯の整備（対象地域の調査、所有者の同意の取付け等の調整活動を含む。）を行うものとする。ただし、大規模緩衝帯の整備面積は1ha以上とする。
- なお、大規模緩衝帯の整備については、当該市町村において森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に定める市町村森林整備計画が策定されている場合には、当該市町村森林整備計画と整合を図るものとする。
- (6) 事業内容欄の1の(2)の②の「誘導捕獲柵わな導入」については、一度に相当数の鳥獣を捕獲することのできる誘導捕獲柵わな（ドロップネット方式を含む。）の整備に必要な資材の導入を行うものとする。ただし、100㎡以上で、かつ、移動可能な施設とする。
- (7) 事業内容欄の1の(2)の③の「発信器活用取組導入」については、サル等に発信器を装着することによりサル等の生息域等を調査するとともに、サル等の接近を知らせる警報装置を整備するものとする。
- (8) 事業内容欄の1の(2)の④の「捕獲監視システム導入」は、捕獲した鳥獣を地域として食肉利用を図る場合において、鳥獣の捕獲作業の労力を低減し、速やかな捕獲鳥獣の処理を行うため、捕獲状況の画像を自動的に送信する鳥獣捕獲監視システムの整備を行うものとする。
- (9) 事業内容欄の2の(1)の「鳥獣被害防止施設」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

- (10) 事業内容欄の2の(2)の「処理加工施設」については、被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体の処理加工施設（捕獲鳥獣を焼却するための施設を含む。）を整備するものとする。この場合、被害防止計画に定める地域において、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲に関する計画と、その計画に即した捕獲活動を一体的に行うものとする。

2 事業の委託

事業実施主体は、要綱別表の事業内容の欄の1の推進事業の一部を他のもの（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

3 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。）その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第4 交付率

- 1 要綱別表の交付率の欄の1の推進事業の推進生産局長が別に定める被害防止活動推進の限度額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型にあつては、1市町村当たり2,000千円以内とする。

(2) 広域連携型にあつては、事業実施主体を構成する1市町村当たり2,200千円以内とする。

- 2 要綱別表の交付率の欄の1の推進事業の生産局長が別に定める先進的取組導入の上限単価等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 大規模緩衝帯整備導入

1ha当たり500千円とする。

- (2) 誘導捕獲柵わな導入

誘導捕獲柵わなの設置に必要な資材費について定額補助するものとし、上限単価を設けないが都道府県の審査段階で適正な単価、規模となるよう厳正にチェックするものとする。

- (3) 発信器活用取組導入

テレメトリー調査を行う場合は、1地区当たり400千円とする。

接近警報システムを整備する場合は、1地区当たり500千円とする。

なお、必要に応じて1事業実施主体当たり複数の地区において取組を実施してもよいこととする。

- (4) 捕獲監視システム導入

捕獲監視システムの対象とする箱わな等の捕獲機材 1 基当たり 1 3 0 千円とする。

(5) 地域特認

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、上記の(1)、(3)及び(4)の上限単価を超えて助成する必要があると都道府県知事が認める場合にあっては、整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成できることとする。

3 要綱別表の交付率欄の2の整備事業の生産局長が別に定める直営施行に係る侵入防止柵 1 m 当たりの上限単価(消費税込み)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 上限単価

獣 種 等	柵 の 種 類	上限単価 (円/m)
獣種共通	電気柵 (1 段当たり)	1 3 0
イノシシ	金網柵	1, 6 0 0
シカ(イノシシ用を兼ねる)	金網柵	2, 3 0 0

注 1 : 金網柵には、ワイヤーメッシュタイプのものを含む。

注 2 : サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

ただし、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の上限単価を超えて助成する必要があると都道府県知事が認める場合にあっては、整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成できることとする。

4 要綱第 3 の 2 の地域提案に充てることができる事業費は、各都道府県へ交付された整備事業の交付金総額の 20% を上限とするものとする。各事業実施主体(地域提案に係る事業実施主体を除く)の事業実施計画の変更等やむを得ない事情が生じた場合には、この限りではない。

第 5 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 要綱第 5 の 2 の生産局長が別に定める事業実施計画は、別表 1 の 1 に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱第 5 の 3 の生産局長が別に定める都道府県事業実施計画(以下「都道府県計画」という。)は、別記様式第 6 号により作成するものとする。
- (3) 要綱第 5 の 3 の提出、同第 5 の 4 の生産局長が別に定める協議及び同第 5

の6の報告については、別記様式第1号により行うものとする。

- (4) 整備事業に係る(1)及び(2)の作成に当たっての留意事項は別表2に定めるところによるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱の第5の6の生産局長が別に定める都道府県計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。

3 事業の着工

事業の着工(機械の発注を含む。)又は着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けた上で、別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着工(着手)届を都道府県知事に提出するものとする。

4 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、鳥獣被害防止総合支援事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、鳥獣被害防止総合支援事業(以下「本事業」という。)により整備した施設の管理運営を直接行い難い場合、本事業の実施地域の団体であって、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県知事は本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体((2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあっては、当該団体)に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

5 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した施設等に、事業名を表示するものとする。

第6 事業実施状況の報告

- 1 要綱の第9の1の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告は、別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。

- 2 要綱の第9の3の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。

第7 事業の評価

1 事業評価

- (1) 要綱第10の1の(1)の評価の報告は、別表1の3に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱第10の1の(2)に定める事業評価の報告は、被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第3号により行うものとする。

2 改善計画

- (1) 要綱第10の2の(1)の目標の達成状況が低調である場合とは、被害防止計画目標の達成率が70%未満であるものとする。
- (2) 要綱第10の2の(1)及び(2)の改善計画の報告は、別記様式第4号により行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、要綱第10の1の事業評価及び報告を行うものとする。

第8 国の助成措置

国は、都道府県及び補助事業者に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額すること、又は都道府県知事に対し既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

別表 1

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携 3 事業実施体制 協議会の概要 4 事業に係る項目 推進体制の整備状況、個体数調整、被害防除及び生息環境管理ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）、負担区分
整備事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携 3 事業に係る項目 施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積 4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理及び費用対効果分析に関する項目 5 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況 3 事業内容に係る項目 個体数調整、被害防除及び生息環境管理ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）並びに事業費 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項
整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況 3 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項

3 事業評価の報告

区 分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及び整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 実施時期に係る項目 3 事業内容等に係る項目 事業内容、事業量 4 管理に係る項目 管理主体者 5 利用に係る項目 供用開始時期、利用率 6 事業効果、評価に係る項目 事業効果、経営状況、事業実施主体の評価

別表2 事業実施計画及び都道府県事業実施計画作成に当たっての留意事項
整備事業

事 項
1 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
5 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
6 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が1.0以上であること。
7 国庫補助金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
9 附帯施設について、不要なものがないこと。
10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
14 適正な収支計画となっていること（収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）
15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
16 被害防止施設、処理加工施設又は地域提案による施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。
18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
19 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
20 施行方法の選択が適切にされていること。
21 入札の方法に関する知識を有していること。
22 地元関係者との合意形成が図られていること。
23 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別記様式第1号（第5の1関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては農林水産省生産局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇県（都道府）知事

氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）の
地域提案の協議（都道府県事業計画の提出（変更））について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号
農林水産事務次官依命通知）第5の4（第5の3又は第5の6）の規定に基づき、
関係書類を添えて協議（提出又は報告）する。

- （注）
- 1 関係書類として、別記様式6号の都道府県計画を添付すること。
 - 2 地域提案に係る協議又は報告がある場合には、当該事業実施計画を添付すること。
 - 3 変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第2号（第6関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）の事業実施状況報告
（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道にあつては農林水産省生産局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

〇〇県（都道府）知事

氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号
農林水産事務次官依命通知）第9の3の規定により、別添のとおり報告する。

（注） 別記様式7号を添付する。

別記様式第3号（第7の1関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）の評価報告（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道にあっては農林水産省生産局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

〇〇県（都道府）知事

氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）第10の1の（2）の規定により、別添のとおり報告する。

（注） 別記様式8号を添付する。

別記様式第4号（第7の2の（2）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては農林水産省生産局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕
〔 又は
〇〇県（都道府）知事 殿 〕

〇〇県（都道府）知事
氏名 印
〔 又は
所在地
団体名
（協議会名）
代表者 役職 氏名 印 〕

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）で取得又は効用の増加した施設等の利用に関する改善計画について

平成〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 施設等の利用の実績及び改善計画
（改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）

4 改善方策

(要領に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

区 分	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画策 定時 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	3 年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	3 年目 (年)
施設等	利用量 (km、ha 等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤 字 (千円)									

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 2 収支率は、収入／支出×100 とする
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記様式第5号（第5の3関係）

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

所在地

団体名
（協議会名）
代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣害被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）の
交付決定前着工（着手）届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工（着手）することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着工（着手）予定年月日
- 4 竣工予定年月日
- 5 交付決定前着工（着手）を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着工・着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

〇〇県（都道府）計画(又は実績)

I 事業内容

1 事業費等

事業費	円	(うち交付金	円)	都道府県名	〇〇県（都道府）	管内市町村数	
うち地域提案メニュー分	円	(うち交付金	円)	事業実施年度	平成23年度	被害防止計画作成数（協議中含む）	(平成23年2月末時点)

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 課題を解決するための対応方針（上記の課題に対応させて記述すること。）

(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。)

4 県（都道府）の目標

(上記方針に従って、具体的な目標を記述すること。)

5 地域提案メニューの内容

(地域提案の背景、狙い及び具体的な内容等を記述すること。)

(事業概要)

- (1) 推進事業概要
別紙1
- (2) 整備事業概要
別紙2
- (3) 被害防止計画の概要
別紙3

(事業の経費の配分) (円)

	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	事業主体
推進交付金						
整備交付金						

(都道府県附帯事務費) (円)

	事業費	交付金	取組内容
附帯事務費			(内訳を記載すること。)

注1：取組内容については、生産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記載する

2：取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。

3：事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に1.0%を乗じて得た額の充当率(二分の一)を乗じた得た額の範囲内で記載する。

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

[illegible]

4: (*)については、単位当たりの単価(例:〇円/ha等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載するとともに、その理由及び積算資料等を添付することとする。

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

[illegible]

2: 事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

4: 備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

6. 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条に基づく総合化事業に関する計画に記載されることが確実な処理加工施設については、（六）と記載する。

(3)被害防止計画の概要

1事業実施主体等

3 被害防止計画の概要

注1：事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

2：事業計画の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

3：目標指標の設定内容の欄については、目標を設定している場合には、該当する欄に1と記載する。

Ⅱ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	負 担 区 分				備 考
		交付金 (A)	都道府県 費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金 2 鳥獣被害防止総合対策整備交付金 ア 事業費 イ 附帯事務費	円	円	円	円	円	
合 計						

Ⅲ 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

Ⅳ 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金 2 鳥獣被害防止総合対策整備交付金 3 その他	円	円	円	円	
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	

1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金					
2 鳥獣被害防止総合対策整備交付金					
ア 事業費					
イ 附帯事務費					
合 計					

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

V 添付書類

交付申請及び実績報告の際には、都道府県の本交付金の交付に関する規定又は要綱を添付すること。

実績報告の際には、以下の資料を添付すること。1及び2の添付を原則とし、3については、1又は2との併用を可能とする。

- 1 整備事業にあつては、財産管理台帳の写し
- 2 推進事業にあつては、支払いごとの内訳を記載した帳簿等の写し
- 3 事業実績内訳明細書（別紙様式）

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類（ ）

交 付 先	事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	負 担 区 分				備 考
		交 付 金 (A)	都 道 府 県 費 (B)	市 町 村 費 (C)	そ の 他 (D)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

- 注 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付書類を基に記入すること。
- 2 事業種類の（ ）の欄は、推進事業、整備事業のいずれかを記入し、それぞれ別葉とすること。
- 3 備考の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」）と記入すること。
- 4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況報告（平成〇〇年度報告）

1 事業費等（事業実施状況）

事業費	円	（うち交付金	円）	都道府県名	〇〇県（都道府）
うち地域提案メニュー分	円	（うち交付金	円）	事業実施年度	平成23年度

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

（事業実施以前における事業計画地区等における現状、課題及び対応方針等を数値等も交えて具体的に記述すること。）

3 都道府県が行った事業促進の取組

（上記の課題等に対応させて記述すること。）

4 事業の実施状況の概要

（地域提案メニューを含め事業の実施状況を記述すること。）

5 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

（事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防止のための誘導方向を記載する。）

（事業概要）

- （1）推進事業概要
別紙1
- （2）整備事業概要
別紙2
- （3）被害防止計画の概要
別紙3

（事業の経費の配分）（円）

	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	事業主体
推進交付金						
整備交付金						

（都道府県附帯事務費）（円）

	事業費	交付金	取組内容
附帯事務費			（内訳を記載すること。）

注1：取組内容については、生産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記載する
2：取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。
3：事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に1.0%を乗じて得た額の充当率（二分の一）を乗じた得た額の範囲内で記載する。

鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況報告(平成〇〇年度報告)

[illegible]

4: (*)については、単位当たりの単価(例:〇円/ha等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載するとともに、その理由及び積算資料等を添付することとする。

鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況報告(平成〇〇年度報告)

[illegible]

6: 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条に基づく総合化事業に関する計画に記載されることが確実な処理加工施設については、(六)と記載する。

(3)被害防止計画の概要

1事業実施主体等

[illegible]

3: 目標指標の設定内容の欄については、目標を設定している場合には、該当する欄に1と記載する。

1 被害防止計画の作成数、特徴等

2 事業効果の発現状況
地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。

3 被害防止計画の目標達成状況
被害防止計画の目標の達成状況を記載する。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象地 域	実施年 度	対象鳥 獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開 始	利用率・稼 働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績						事業実施主体の評価	都道府県の評価
										被害金額			被害面積				
										目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率		

注：被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。

5 第三者の意見

コメント

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。